

平成 26 年 1 月 31 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う会員制度の見直しについて、制度上の対応を行います。概要は次のとおりです。

「金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う会員制度の見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて、平成 26 年 2 月 21 日（金）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1 . 意見提出期限

平成 26 年 2 月 21 日（金）

2 . 提出方法

郵送、ファクシミリ

3 . 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4 . 意見等処理方法

平成 26 年 2 月 21 日（金）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う会員制度の見直しについて

平成26年1月31日
証券会員制法人 札幌証券取引所

趣旨

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理を預金取扱金融機関のみならず、証券会社や保険会社等も対象に行うことができることとした改正預金保険法（平成25年6月19日公布）が近く施行（公布の日から9月以内）される予定です。

同改正法の施行後は、新たな破綻処理として、危機に瀕した破綻会員の重要な市場取引等を、預金保険機構の子会社であるブリッジ金融機関等（預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「預保法」という。）第126条の34第3項第1号から第3号までに掲げる者をいう。）が速やかに承継する枠組み（預保法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置。図2参照）が整備されることから、定款等において、ブリッジ金融機関等に対し会員権の付与を機動的に行えるよう所要の対応を図ることとします。

概要

項目	内容	備考
1. 会員加入の承認	<ul style="list-style-type: none">ブリッジ金融機関等の本所への会員加入については、理事会での決議を要せず、本所が承認できることとします。	
2. 会員加入手続きの履行	<ul style="list-style-type: none">ブリッジ金融機関等については、加入金の払込み及び入会金の納入を要しないものとします。会員加入承認申請書に添付する書類については、本所が適当と認めるものについては省略することができることとします。	<ul style="list-style-type: none">脱退時にブリッジ金融機関等に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額を限度とします。ブリッジ金融機関等が取

項目	内容	備考
		得した会員権を他の者に譲渡することは原則としてできません。
3 . その他	・ その他所要の改正を行うものとします。	

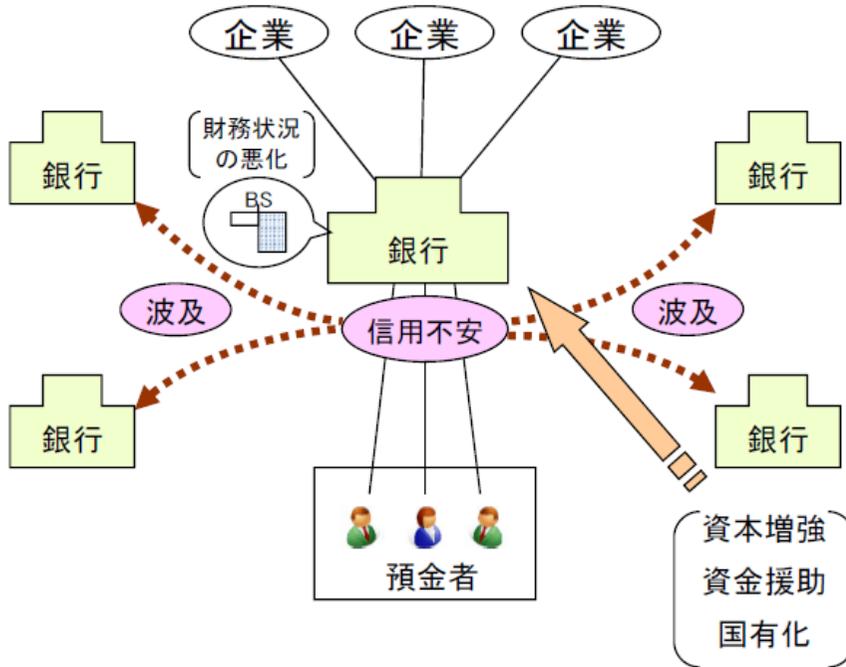
・ 実施時期（予定）

改正預金保険法の施行日と同一日とします。

以 上

図1：金融危機への対応

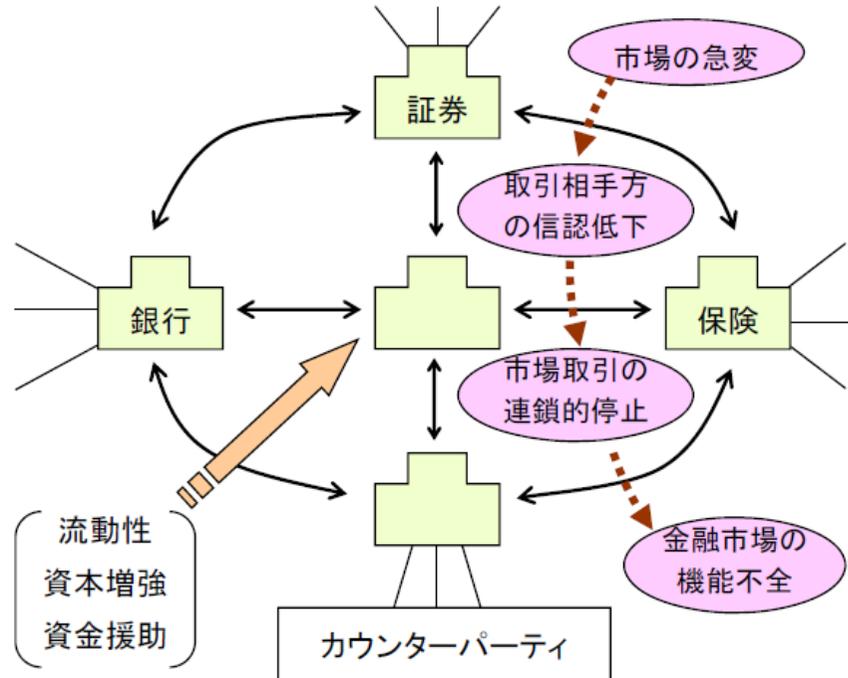
日本が経験した不良債権型の金融危機



金融危機対応措置
(現行預金保険法第102条)

⇒ 銀行の全債務を保護することにより、預金者等の信用不安を解消・健全な借り手を保護

リーマン・ショックに端を発する市場型の金融危機

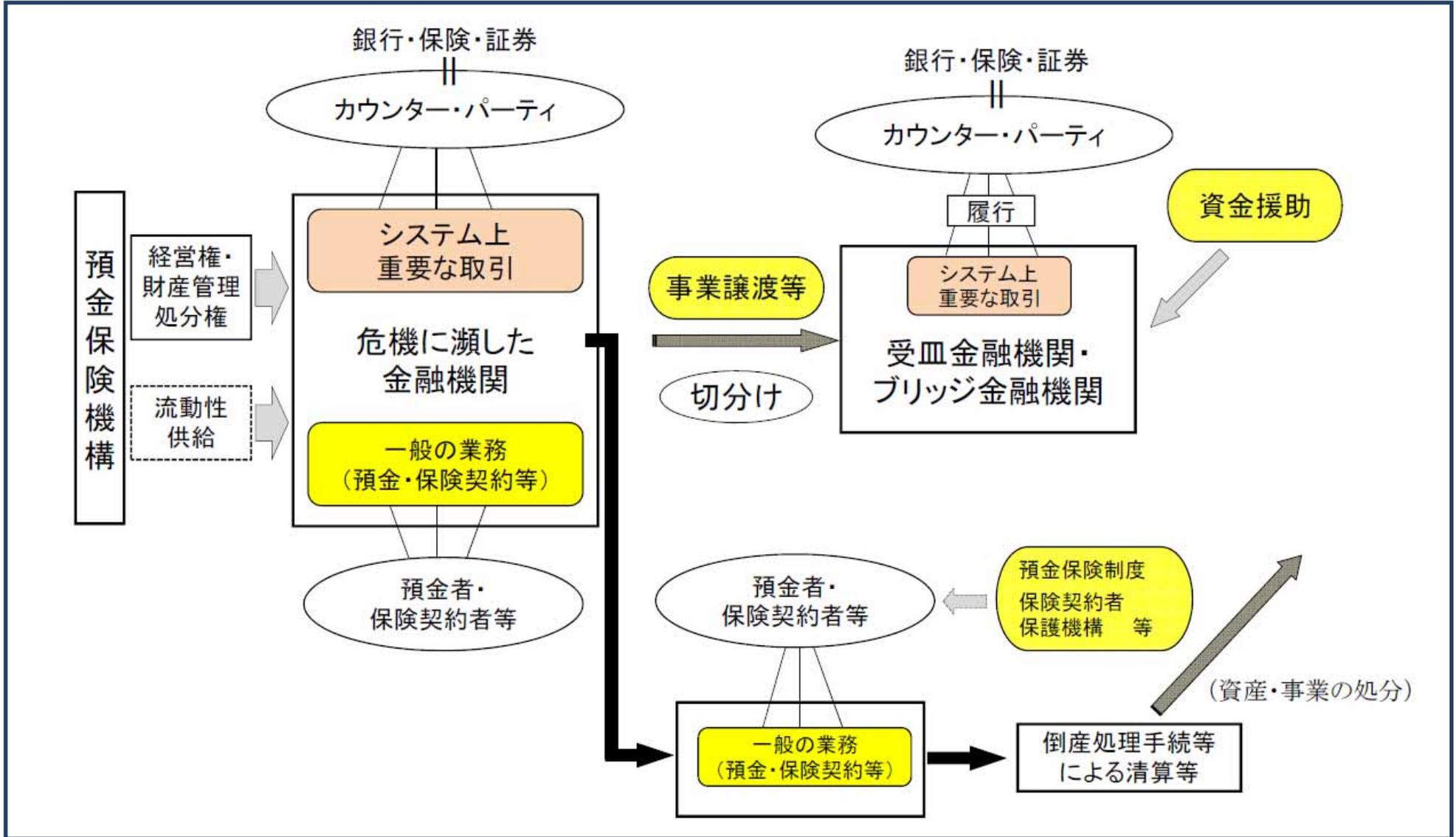


市場機能維持のための
新たな危機対応措置

⇒ 重要な市場取引等を履行させることにより、市場参加者間の連鎖を回避し、金融市場の機能不全を防止 (金融システムの安定を確保)

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）に係る説明資料」（平成25年6月金融庁）からの抜粋

図2：新たな危機対応措置（債務超過等の場合の特定第二号措置）



「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）に係る説明資料」（平成25年6月金融庁）からの抜粋